

令和 6 年 度 施 行

売 払 積 算 書（公 示 用）

物 件 名：針 葉 樹 等 立 木 売 払

令和6年 8月 単価適用

建設局 みどりの推進部 みどりの管理課

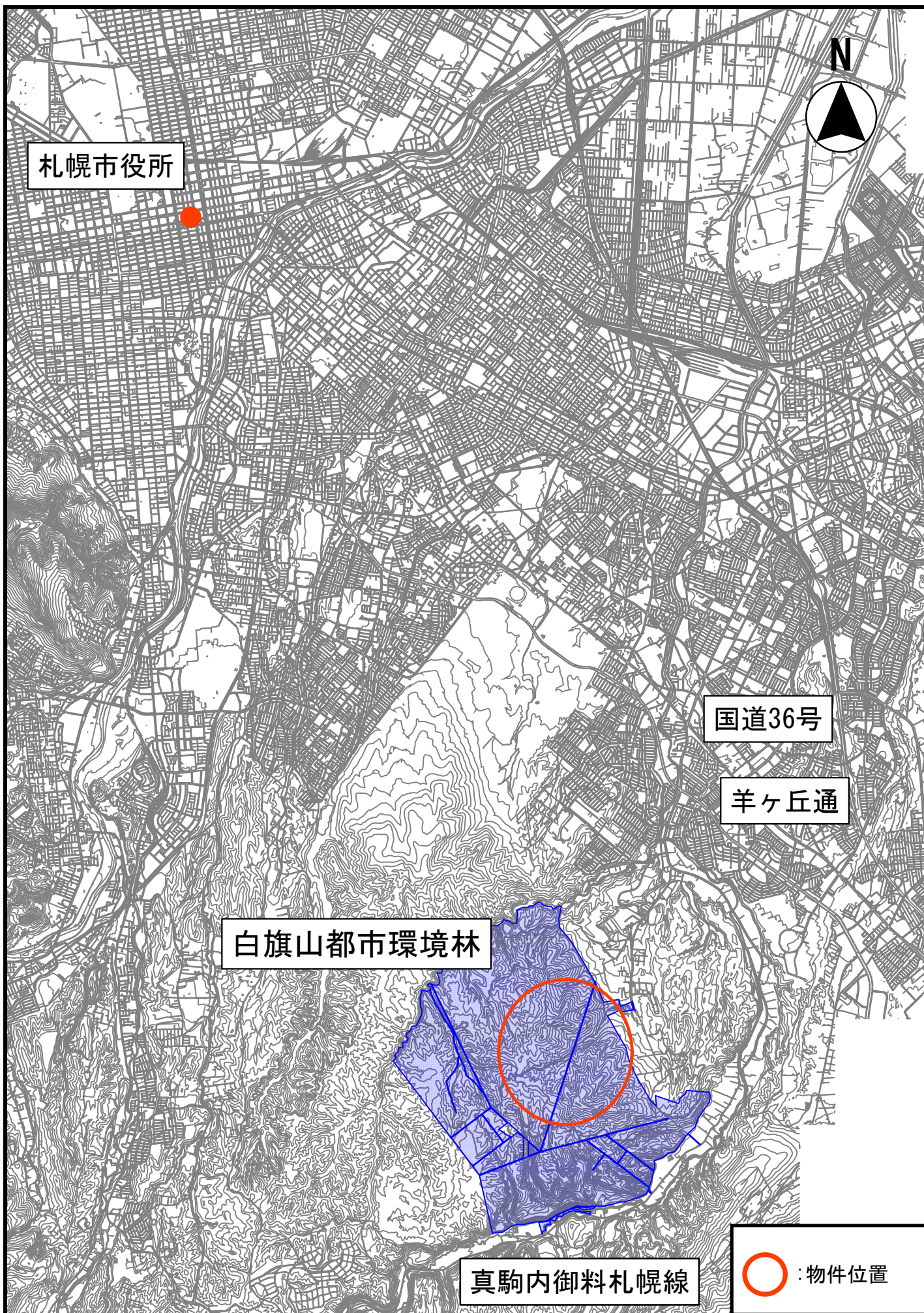
札 幌 市

物件名：針葉樹等立木売払

総売払額 円

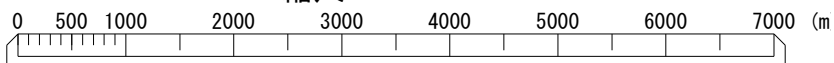
売払価格 円

消費税等相当額 円



位置図

縮尺 1 : 70000



公売物件一覧表(公示用)

令和6年度

	針葉樹等立木売払			
箇所	白旗山都市環境林 25林班7、12小班、 26林班14小班			
面積	7.04 ha			
搬出期限	令和7年8月31日			
樹種	カラマツ	他針葉樹	他広葉樹	計
本数	3,332	-	1,269	4,601
材積(m3)	2,732.01	-	196.09	2,928.10
平均級径(cm)	32.4	-	17.3	—
平均材積(m3)	0.82	-	0.15	—

産物売払競争入札物件明細書

物件所在地		面積 (ha)	種別	数量		搬出期限	備考
林小班	市町村区			本数 (本)	材積 (m ³)		
25-7	札幌市 清田区	2.455	カラマツ	973	874.660	令和7年8月31日	カラマツ人工林 73年生
			広葉樹	316	45.860		皆伐(少量広葉樹保持) 非保安林
26-14	札幌市 清田区	1.692	カラマツ	1,041	876.610		カラマツ人工林 73年生
			広葉樹	298	95.090		皆伐(少量広葉樹保持) 非保安林
25-12	札幌市 清田区	2.896	カラマツ	1,318	980.740		カラマツ人工林 72年生
			広葉樹	655	55.140		皆伐(少量広葉樹保持) 非保安林

注1) 立木本数および材積等の数量は、各小班における標準地調査結果に基づく売払面積全域の推定値をあらわすことから、現地数量と異なる場合がある。なお、保持を想定する広葉樹に係る数量は控除されていない。売払対象の立木は、対象面積および区域を優先するものとする。

注2) 本事業地である白旗山都市環境林の一部は、冬期間スキー関係競技に供するためコースが設置されるため、12月20日(予定)から3月6日(予定)までの間は原則作業休止とする。

札幌市造材仕様書

1 一般

1-1 趣旨

- 札幌市森林整備事業では、森林の公益的機能の維持向上を目的とした森林施業を推進している。そのため、立木及び集積材の造材作業は、現場周辺の自然環境や地域住民の生活環境に配慮し、森林の公益的機能の更なる発揮に寄与するものでなければならない。
このことから、「造材仕様書」を制定し、健全な森林の育成と安全かつ適正な作業の実施を推進するものとする。

1-2 適用

- この造材仕様書は、札幌市長等が売り渡す立木及び集積材の造材作業に適用する。
- 契約書、造材仕様書、図面又はその他これに準じて札幌市長等が指定したもの（以下「契約図書」という。）と現地の間に相違がある場合は、買受人は札幌市長等に確認して指示を受けなければならない。

1-3 事業着手届等

- 買受人は、「事業着手届」を別に定める様式を標準として、札幌市長等に提出しなければならない。また、買受人は、現場代理人指定通知書、業務工程表、林野使用位置図等を札幌市長等に提出しなければならない。なお、現場代理人とは、事業の的確な履行を確保するため、買受人の代理人として業務の運営、取締り、施行の計画や管理を行なうほか、履行に関する一切の事項を処理する者で、買受人と直接的かつ恒常的な雇用関係のある者をいう。

1-4 施行計画

- 買受人は、札幌市長等と協議の上、適切な施行計画を立て、事業を遂行しなくてはならない。買受人は、下記の事項を記載した施行計画書を着手後速やかに札幌市長等に提出することとする。
 - 作業工程表
 - 現場組織表（施行体系図を含む。）
 - 施行方法
 - 緊急時の体制及び対応
 - 安全管理（安全訓練等の実施計画を含む）
 - その他必要と判断される書類

1-5 検査（確認を含む）及び立会等

- 札幌市長等は、作業が契約図書どおりに行われているかどうかの確認をするために、作業現場に立ち入り、若しくは立会し、又は必要に応じて資料の提出を請求できるものとし、買受人はこれに応じなければならない。

1-6 跡地検査

- 買受人は、買受物件の搬出を完了した後、速やかに「事業終了届」及び「搬出済届」を別に定める様式を標準とし札幌市長等に提出しなければならない。
- 札幌市長等は、搬出期限が経過したとき、又は買受人から搬出済届の提出があったときは、跡地検査に先立って買受人に対して跡地検査日を通知するものとする。
- 買受人は、札幌市長等が行う跡地検査に立ち合わなければならない。また、正当な理由なしに跡地検査に立ち合わなかったときは、検査結果に対して異議を申し立てることができないものとする。
- 検査は次の各号に掲げる内容について行うものとする。
 - 誤伐等の有無及びその状態
 - 林産物等の被害の状態
 - その他必要と認められる事項

1-7 使用人等の管理

- 買受人は、使用人（下請負者又はその代理人もしくはその使用人その他これに準ずる者を含む。以下「使用人等」という。）の雇用条件、賃金の支払い状況、宿舍環境等について適正な労働条件を確保しなければならない。
- 買受人は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、作業が適正に遂行されるように管理及び監督をしなければならない。

1-8 作業中の安全確保

- 買受人は、作業中、札幌市長等の承諾及び施設管理者の許可なくし

て、流水及び交通の支障となるような行為をしてはならない。

- 買受人は、気象情報などに注意を払い、豪雨、出水、その他天災に対して常に防災体制を確立しておかなければならない。
- 買受人は、作業現場が隣接している場合は、業者間の安全作業に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うものとする。
- 買受人は、作業箇所を所管する警察署、道路管理者、河川管理者、労働基準監督署等の関係機関と緊密な連絡を取り、作業中の安全を確保しなければならない。
- 買受人は、作業中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
- 買受人は、災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させるものとする。
- 買受人は、作業にあたっては、作業標識等を設置するものとし、その設置基準については「4-2 作業標識板等の設置」によるものとする。
- 狩猟期間中の安全対策に万全を期すること。

1-9 冬季スキー利用に係る作業の休止

- 本事業地である白旗山都市環境林の一部は、冬期間スキー関係競技に供するためコースが設置される。そのため、12月20日(予定)から3月6日(予定)までの間は原則作業休止とする。

1-10 交通規制

- 一定期間、交通規制を必要とする場合、その方法について札幌市長等と協議し、実施及び解除期間等について承認を得なければならない。
- 散策者については、原則的にその通行を確保するよう努めることとし、林道上に木材を集積してはならない。

1-11 火災の防止

- 買受人は、白旗山都市環境林内で火気を使用してはならない。

1-12 事故報告

- 買受人は、労働災害等が発生した場合には、直ちに札幌市長等及び労働基準監督署等に通知しなければならない。

1-13 環境対策

- 買受人は、法令及び条例並びに契約図書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題について、伐採計画及び造材作業の実施段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
- 買受人は、環境への悪影響が予知され又は発生した場合、及び希少な野生生物を発見した場合は、札幌市長等に報告し指示に従わなければならない。
- 札幌市長等は、周辺に生息する希少な野生生物や下流域における水産資源等に悪影響のおそれがあると判断した場合は、買受人に対して作業の中止を求めることができる。

1-14 官公庁等への手続き等

- 買受人は、作業期間中、関係官公庁及びその他関係機関との連絡を保たなければならない。
- 買受人は、造材作業に当たり買受人の責任と費用負担において、法令、条例又は契約図書の定めにより、関係官公庁及びその他関係機関に届出等の必要な措置をとらなければならない。ただし、これによることが困難な場合は札幌市長等の指示を受けなければならない。
- 買受人は、造材作業に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。買受人は、地元関係者から作業の実施に関して苦情があった場合は、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

1-14 保険の付保及び事故の補償

- 受託者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び、中小企業退職金共済法の規定により雇用者の雇用形態に応じ雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。また、任意の損害保険に加入しなければならない。
- 道路交通法の適用を受ける機械の使用にあたっては、自賠責保険と同額以上の任意保険に加入し札幌市長等の確認を受けなければならない。

1-15 休日又は夜間における業務

- 1 業務実施の都合上、休日又は夜間に業務を必要とする場合は、あらかじめ札幌市長等の承諾を得なければならない。

2 造 材

2-1 土場の作設、使用

- 1 本事業地では、林道脇の山土場等に巻き立てることを想定するが、買受人は、土場の設定に当たっては、位置、規模、箇所数等について札幌市長等と協議し設定するものとする。
- 2 買受人は、造材箇所に既存の土場がある場合は、これを使用しなければならない。
- 3 買受人は、林野使用位置図に土場の位置、規模等を示し、札幌市長等に提出しなければならない。
- 4 買受人は、林地の崩壊及び土砂の流出を防ぐため、降雨等により地盤の緩んだ時期を避けて作設するものとする。
- 5 買受人は、土場が林道等に隣接している場合は、通行の障害にならないよう常に整理整頓を心掛けなければならない。
- 6 買受人は、作業終了後、残材（端材、追上材、枝条等）の整理、土場の整地等を行うとともに、流水による浸食を防ぐため、土場の出入口口等に簡易な排水路を設けるものとする。
- 7 買受人は、造材のために土場に枝条を持ち込んだ場合は、その枝条を自然還元するため土場以外の事業実施箇所へ散布しなければならない。

2-2 集材路の作設

- 1 買受人は、集材路の作設に当たっては、線形、延長、幅員等について札幌市長等と協議し作設するものとする。
- 2 買受人は、造材箇所に既存の集材路がある場合は、これを使用しなければならない。
- 3 買受人は、林野使用位置図に集材路の線形、延長等を示し、札幌市長等に提出しなければならない。
- 4 買受人は、作設に当たっては切土や盛土を極力抑え、林地の崩壊等を招かないように努めなければならない。
- 5 買受人は、林地の崩壊又は土砂の流出を防ぐため、降雨等により地盤の緩んだ時期を避けて作設するものとする。

2-3 立木の数量等

- 1 契約図書に記載された立木の本数および材積等は、小班内一部における標準地調査に基づく対象面積全域の推定値であることから、現地状況と異なる場合がある。したがって、引渡をおこなう立木は、本数よりも対象面積および区域を優先するものとする。

2-4 立木の伐倒

- 1 買受人は、契約図書に基づき、札幌市長等から引渡された立木について、搬出期限内に伐採するものとする。これ以外を伐採する必要がある場合は、札幌市長等に報告し指示を受けなければならない。
- 2 買受人は、伐倒木に隣接する立木及び下層の幼稚樹等に損傷を与えないように伐倒し、支障木の発生を抑えるよう努めなければならない。
- 3 買受人は、立木の枝払い等で発生した末木、枝条等を土中に埋めたり、沢地、河川の流路及び氾濫原、道路及び道路の排水施設付近に放置してはならない。

2-5 立木の保持

- 1 売払区域では、生物多様性に配慮した施策を行うため、一部の広葉樹を伐らずに残す保持林業をおこなうものとする。
- 2 保持量は、10 本/ha 程度の単木保持とするが、売払区域内に保持対象が偏在する場合等は、この限りではない。
- 3 保持対象は、枯死木や明らかな劣勢木ではない胸高直径 15cm 程度以上の広葉樹を対象とし、樹種については、札幌市長等と協議の上決定すること。

2-6 集 材

- 1 買受人は、契約図書に基づき、札幌市長等から引渡された立木について集材するものとする。
- 2 買受人は、林地の状況によって林地の崩壊や立木の損傷を防ぐため、適切な機種を使用するものとする。
- 3 買受人は、路側にある立木に保護板を設置するなどして周囲の林木を損傷しないように努めなければならない。また、下層に植栽木がある場合は、これを損傷しないよう努めなければならない。

- 4 買受人は、降雨等により土砂や汚濁水が流出するおそれのあるときは、集材作業を行わないものとする。
- 5 買受人は、やむをえず沢地、河川を横断する集材路を使用しなければならない場合は、事前に札幌市長等と協議しなければならない。
- 6 買受人は、集材を完了した後、及び作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路の流水による浸食を防ぐため簡易な排水路を作設するものとする。また、集材が完了した後は枝条の整理、林地及び河床の整地等を行うものとする。
- 7 買受人は、買受人の責任と費用負担において、集材によって攪乱された林床、裸地等を整地し、又は復元し、土砂の流出や河川の汚濁を防ぐための必要な措置を講じなければならない。

2-7 支障木等

- 1 買受人は、伐倒、土場及び集材路の作設、集材作業等において、買い受け物件以外の立木及びその他林産物（以下「支障木等」という。）が事業着手前に作業の支障となることが予見できる場合は、あらかじめ札幌市長等へ申し出し、その指示を受けなければならない。
- 2 札幌市長等は、前項の申し出を受けたときは速やかに現地を調査し支障木等の認定を行うものとする。
- 3 買受人は、認定された支障木等を札幌市長等の指定するところにより買い受けなければならない。また認定されなかった立木及びその他林産物については札幌市長等の指定するところによりこれを賠償しなければならない。

2-8 主伐地における売買物件の搬出

- 1 買受人は、主伐において事業を実施するにあたり、搬出期限が定められている場合は、期限までに造材を終了し、売買物件を更新予定地外に搬出しなければならない。また、搬出期限後の区域内の物件は札幌市長等に帰属するものとする。
- 2 買受人は、前項において天災その他やむを得ない理由により搬出期限までに売買物件を更新予定外に搬出することができないときは、遅滞なくその旨を札幌市長等に申し出なければならない。

3 運 材

3-1 道路の使用

- 1 買受人は、降雨や融雪等により路盤が軟弱になっている場合は運材を中止し、道路の崩壊や土砂の流出を防ぐよう努めなければならない。
- 2 買受人は、林道等の除雪を行う場合は、路肩、側溝、路盤その他施設を破損してはならない。
- 3 買受人は、集材又は運材等によって林道等の路肩、側溝、路盤その他施設を破損した場合は、買受人の責任と費用負担において、これを修復しなければならない。
- 4 買受人は、道路交通法及び関係法令を遵守しなければならない。

4 その他

4-1 跡片付け

- 1 買受人は、買受人の責任と費用負担において、一切の買受人の機器、残骸及び各種の仮設物を片付け、かつ撤去しなければならない。

4-2 作業標識板等の設置

- 1 買受人は、必要に応じて造材現場に通じる林道、作業道の入口及び造材現場の見やすい所に作業標識板及び労働安全旗を、担当職員と協議の上、設置するものとする。（下記、標識板例）

一〇〇林班造材現場（入口）一 造材期間：自 令和〇年〇月〇日 至 令和〇年〇月〇日 会社名：〇〇 現場責任者：〇〇 〇〇
--

4-3 一般利用者の通行禁止措置

買受人は、作業により都市環境林の一般利用者に危害が加わる恐れがある場合、担当職員と協議の上、必要に応じて造材現場に通じる林道や作業道の入口等に立入禁止措置を講じるなどして、一般利用者の安全に配慮すること。

4-3 林道等ゲートの施錠

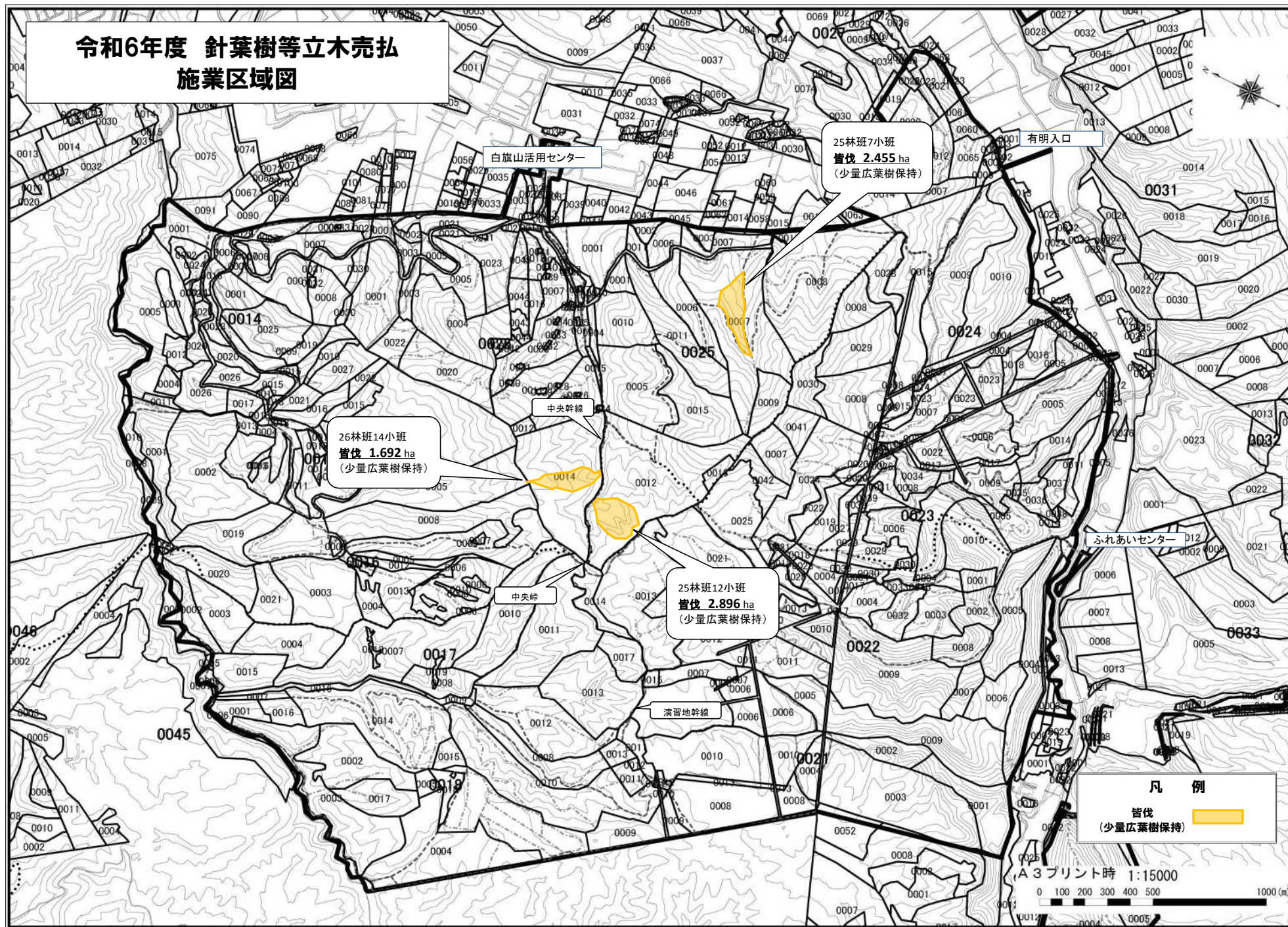
- 1 買受人は、森林内で作業を行う場合は、当該作業箇所に通じる林道

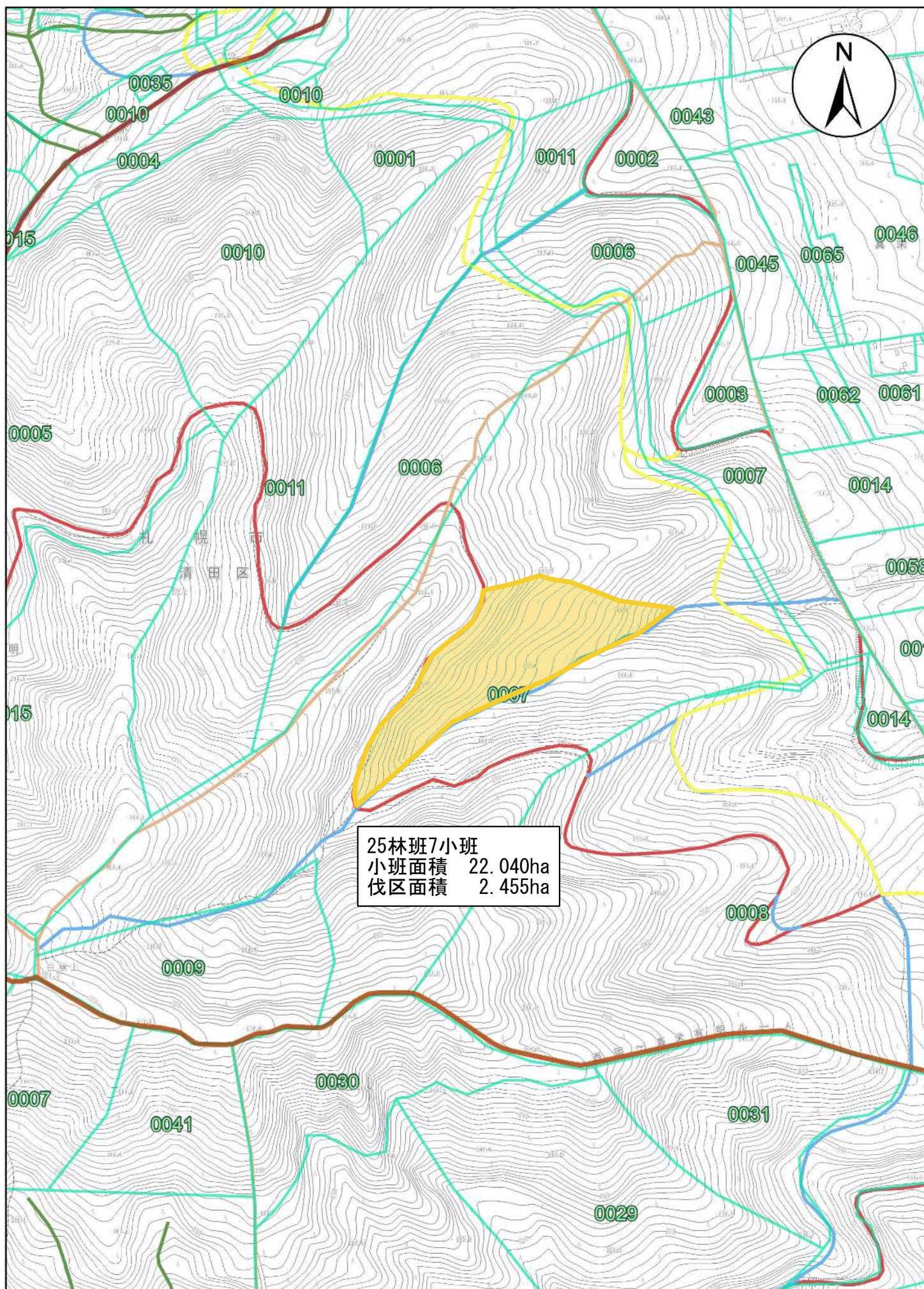
等のゲートを施錠するものとする。

4-4 その他

- 1 買受人は、林班界標、境界標等を破損、移設してはならない。ただし、作業上、移設を必要とする場合は、札幌市長等の指示に従わなければならない。
- 2 買受人は、林班界標、境界標等を破損した場合は、買受人の責任と費用負担において、これを修復しなければならない。
- 3 買受人は、必要に応じて除雪に係る経費を見込んで入札すること。
- 4 林内で複数の事業者が同時期に入林・作業することが想定される場合、買受人は、必要に応じて、札幌市長等及び各関係者と作業計画の共有・調整を図るものとする。具体的には、札幌市長等が指示する場合、事前に翌週の作業内容を示した作業位置図を作成し、共有・調整を図ること。
- 5 この仕様書に記載されない事項については、札幌市長等と協議し指示した事項に従うこと。

令和6年度 針葉樹等立木売払 施業区域図

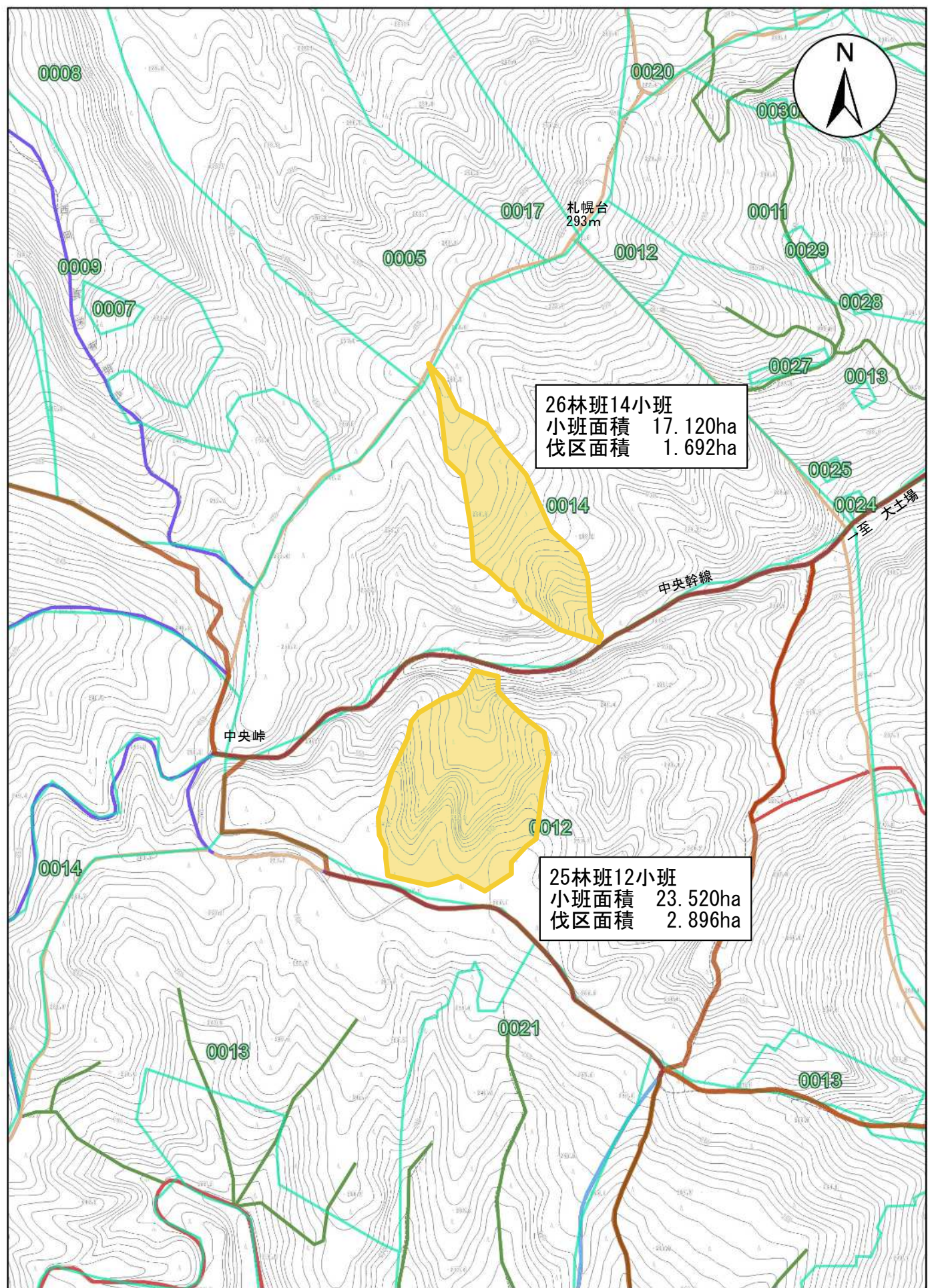




位置図

縮尺 1:5,000

0 125 250 500 m



26林班14小班
 小班面積 17.120ha
 伐区面積 1.692ha

25林班12小班
 小班面積 23.520ha
 伐区面積 2.896ha

位置図

